

大阪市青少年指導員活動交付金西成区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、西成区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 この交付金の交付対象となる活動は、西成区青少年指導員要綱第3条に掲げる業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市のその他の補助金等の交付対象となっている業務は、交付対象とならない。

(算定基準額)

第3条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第4条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象活動	具体的な活動内容	対象経費	算定基準額（円）
(1)青少年問題に関する啓発に関する活動	街頭啓発	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料	1回あたりの限度額 100,000円
(2)青少年の指導及び相談に関する活動	夜間巡回(指導ルーム)	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料	1回あたりの限度額 25,000円
(3)地域における青少年健全育成活動に関すること	青少年の健全育成の推進に資する内容を含む地域コミュニティ活動で区長が認める活動	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料 会費	1回あたりの限度額 100,000円
(4)その他区長が定める活動	研修会の開催など青少年の健全育成の推進に資すると区長が認める活動	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料 会費	1回あたりの限度額 100,000円